

総合資格学院は学科試験も設計製図試験も「日本一」の合格実績!

No.1

設計製図試験 合格者占有率 70.7%

学科試験 合格者占有率 63.7%

2018年度 学科試験 合格者占有率 50.5%

総合資格学院

www.shikaku.co.jp

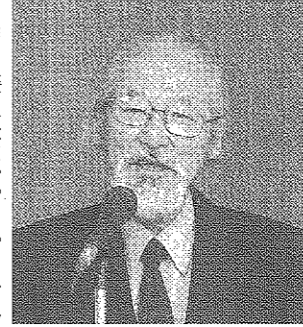
www.sogoshikaku.co.jp

Facebook 総合資格学院

建設通信新聞Digital
 ⇒http://kensetsunews.com
 PCで「建設通信新聞」記事検索・メール配信
 日経テレコン21/Factiva/G-Search/NewsWatch
 工事情報の検索なら「建設工事の動きDigital」
 ⇒https://ugoki.kensetsunews.com/

知的生産者の公共調達法整備連絡協シソホ

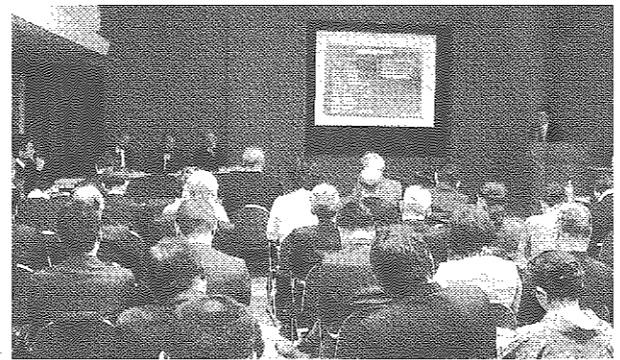
知的生産者を尊重する社会の実現を……。20日に開かれた「知的生産者の公共調達に関する法整備連絡協議会」(委員長・仙田満東工大名誉教授)の記念シンポジウムでは、日本の知的生産者選定の社会システムが世界から遅れる中、少ない投資で高い経済効果を上げる文化的環境価値が高い都市景観をつくるイノベーションとして、設計入札という悪習からの脱却と、質の評価による創造で未来を切り開くための活発な議論が展開された。写真。



仙田氏

仙田委員長は、プロポーザルやコンペの99%が無償で実施されている現状を指摘し、「EU(欧州連合)の多くは、参加者の中から選定した事務所に有償で提案を求めている」と強調。選定経費として事業費全体の0.5%から1%程度を「投資」することが「優れた建築環境づくりにつながる」とした。

また、発注側の事務量の負担軽減策として、中国や台湾におけるコンペ代理会社の仕組みを紹介し、「職能団体の活用、設計事務所の新設なビジネスチャンスにもなる」と語った。さらに「国民は設計料が安いことを望んでいる」とする風潮に対し、自ら横浜市で実施した調査の結果を示し、「安ければ良い」は3%にとどまり、ほとんどは「アイデア、デザインで選ぶべき」だったとした。



シンポジウムに参加する関係者

無償でなく有償で優れた提案を

設計入札の悪習やめるべき

となり、人材養成の観点からも有用だ」とした。

各界からのメッセージでは、澤井智毅特許庁第一審査部長が、「製品の同質化が進む中、日本の企業はデザインに対する自信と意識がまだ低い」とした上で、「デザインによる投資効果は4倍の利益を生む」と「デザイン経営」の概念を紹介した。

古谷誠章日本建築学会会長は、「プロポーザルは設計者にとってやりがいがある選定方法であり、そのプロセスが公開されていることが絶対条件になる」とした。

森嶋陽日本建築家協会(JIA)会長補佐は、設計入札によって「実績づくりのため安値受注が起きている」と指摘。コストや工期と品質とはトレードオフの関係にあるとし、「品質の確保には設計入札の廃止が必要」とした。

三井所清興日本建築士会連合会長は、プロポーザルで設計料の提案を求められるケースがあることを指摘。予算を明示した品質競争の重要性を訴えるとともに、発注担当部局だけではなく、役所全体に呼び掛ける必要性を訴えた。

佐野吉彦安井建築設計事務所社長は「能力を磨く努力を続ける専門家を拾い上げる精神が大切だ」とした上で、「構成団体の議論を突き詰めて、合意形成を図ることが必要」と語った。

松原悟朗都市計画コンサルタント協会会長は、「これまで20年間一貫してプロポーザルによる選定を訴えてきた。提言やお願いは限度がある」と法改正の実現に期待を寄せた。

田中一雄日本インダストリアルデザイナー協会理事長は、奈良県がロゴマーク作成を著名デザイナーに依頼したことが問題だ」と指摘した。

小野田泰明東北大学大学院教授は、「復興の現場では予算内であっても華美なもの問題視される」と、デザインは無駄という意識のまん延を指摘した上で、「設計入札の問題は、議論するまでもなくやめるべきことだ」と強調した。

細田雅春佐藤総合計画社長は、「構想・計画・設計・監理のすべてを外注する一方、それぞれ入札で異なる委託先に発注することで、そこに込められた哲学が分断されている。評価する文化がないことが問題だ」と指摘した。

デザインを中心に知的財産権を扱う弁理士の渡邊知子氏は、知的生産者に対する評価が低い現状について、「金額や数字でしか判断しない」という思考回路が役所のみならず民間にも根付いている」と問題を提起した。

デザインを中心とした知的財産権を扱う弁理士の渡邊知子氏は、知的生産者に対する評価が低い現状について、「金額や数字でしか判断しない」という思考回路が役所のみならず民間にも根付いている」と問題を提起した。

「構想・計画・設計・監理のすべてを外注する一方、それぞれ入札で異なる委託先に発注することで、そこに込められた哲学が分断されている。評価する文化がないことが問題だ」と指摘した。

小野田泰明東北大学大学院教授は、「復興の現場では予算内であっても華美なもの問題視される」と、デザインは無駄という意識のまん延を指摘した上で、「設計入札の問題は、議論するまでもなくやめるべきことだ」と強調した。

建設業界からは「スピードが速すぎて追いつけない」といった声も上がっている。

改正案に対して野党が反発を強める中、政府が開示した失踪技能実習生からの個別ヒアリングの「聴取票」からは、最低賃金以下の低賃金にあえぐ実習生の実態などが改めて明らかになった。

外国人技能実習制度は、1960年代後半から海外の現地法人などの社員教育として実施されてきた研修制度が評価され、93年に制度化された。目的・趣旨は、日本で培われた技能、技術、知識の開発途上地域などへの移転を図り、当該地域の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという国際協力の推進とされている。

17年11月に施行した「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)では、技能実習生が実習に専念できる体制の確立や、技能実習が労働力の需給調整の手段として行われてはならないことが基本理念に位置づけられている。

とはいえ現実には、法の基本理念からかけ離れていると言わざるを得ない。企業側は事実上の労働力として実習生を受け入れ、実習生側は出稼ぎとして働いているからこそ、企業利益を優先した低賃金や劣悪な処遇に耐えかねた失踪が起きている。既に技能の習得による途上地域の発展への貢献や人づくりという理念は「建前」と化している。

法務省の調査によると、12年に2005人だった実習生の失踪者数は、15年まで3566人、4847人、5803人と増加。16年には5058人に減少するが、17年は7089人と12年の3.5倍に膨れ上がっている。新たな在留資格に対しては、建設業界から軌道に乗っていないと、人材不足への対応という改正法案の趣旨はなんとなく理解できず、なぜこのタイミングでなければならぬのか。また、どうして来年4月からの制度運用が必要なのかといった根拠が乏しい上、不明瞭な理念が漠然とした不安を生じさせている。

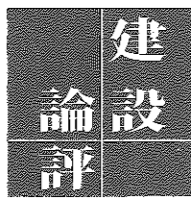
「生煮え」のままの見切り発車は、その後に大きなマイナスの影響を招く可能性もある。「成立ありき」ではなく、将来に禍根を残さないためのしっかりとした議論が優先されるべきだろう。(音)

外国人労働者の受け入れ拡大に向けた新たな在留資格である「特定技能」の創設を柱とする出入国管理法の改正案をめぐり、国会での論戦が続いている。政府は今国会での法案成立に全力を挙げているが、失踪後に摘発された外国人技能実習生を対象に法務省が実施した調査での集計ミス発覚などを受けて野党側は攻勢を強めており、会期内の成立は厳しいという見方も出始めている。

改正法の成立後、政府は2019年4月から新制度による受け入れ開始を目指しているが、

建設業界からは「スピードが速すぎて追いつけない」といった声も上がっている。

改正案に対して野党が反発を強める中、政府が開示した失踪技能実習生からの個別ヒアリングの「聴取票」からは、最低賃金以下の低賃金にあえぐ実習生の実態などが改めて明らかになった。



成立ありきではなく しっかり議論を